

申請の流れ(令和6年度)

- ・令和6年4月1日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。
- ・令和6年度から、年度をまたいで建設される住宅についても、補助可能となりました。

(4)年度をまたいで完了する建売住宅の場合
※事前申請書を提出する時点で、住宅の完成・引き渡しは予め翌年度になることが分かっている場合

※ただし、翌年度の予算が成立した場合に交付が可能になるため、補助金の支払いが確約されるものではありませんのでご注意ください。

契約の流れ

(イ)契約締結前

(ロ)売買契約締結

(ハ)完成・引渡

★翌年度に完成・引渡

補助金の手続

①事前着手届

②交付申請

予算上限に達するまで

③交付決定

(市→販売者)

④完了報告

(販売者→市)

補助金交付

①正式な売買契約の締結前に事前着手届を提出してください。

②販売者(代理者)は、翌年度になってから、BELS評価書(写)を添付し、市に交付申請してください。

③市の審査が完了次第、補助金の交付決定をします。

④販売者(代理者)は、住宅の完成・引渡後に市に報告及び補助金の請求をしてください。市から補助申請者へ補助金を交付します。

住宅(物件)毎に手続き